

カトリック大阪高松教会管区部落差別人権活動センターたより

秋号
24年10月
No.69

カトリック大阪高松教会管区部落差別人権活動センター事務局
〒604-8006 京都市中京区河原町三条上ル 河原町カトリック会館
発行人／奥村 豊
TEL 075-223-3340 FAX 075-223-3371
E-mail: bukatsu@kyoto.catholic.jp
Home Page <http://www.kyoto.catholic.jp/bukatsu/>

「寄り添う」ことを考えて、思い出すこと

勝谷 太治（札幌教区司教）

「私、天国に行けるかなあ」。

「大丈夫、洗礼を受けたのだから間違いなく、天国に行けますよ」。

病室で洗礼を授けた後のYさんとのやり取りです。Yさんは札幌のJR高架下でテント村を作っていた20名弱のホームレスのリーダー格の人でした。私のいた小教区では毎週炊き出しを行っていたのですが、彼が現場を仕切っていました。そして毎回、彼のテントの中で鍋を囲んで、食事を共にしました。

市からの通達は突然でした。

高架下公園再開発の為、退去するよう勧告を受けたのです。そのやり方は一人ひとりを狙い打っての一方的なものでしたので、やむなく彼らを代弁して市と交渉する役目を引き受けることとなりました。慣れない団交が始まりました。複雑なやり取りや、その過程で感じた憤り等をここで書くことはできませんが、その時に知ったことは、いったんホームレスになってしまったら、再び自立するのは至難の業であるということです。交渉の結果、市の救護施設に滞在することが許されましたが、2週間以内に、彼らの為に部屋を探すのが条件でした。ご存じのとおり、仕事も保証人もなしで、部屋を借りることは不可能です。そして当時救護施設は住所となりえず、「住所」がなければ生活保護の申請もできませんでした。

全くの手詰まり状態の中、信者さんの伝手で、ある大手の不動産業者の会長を紹介され、支援をお願いすると、保証人なしで部屋を貸すようにと各支店に指令してください、事態は一転。全員を居宅に移すことができました。その後、全員の生活保護の申請を行い、ひとまず安心となったのです。

しかし、本当の試練はその後でした。就職等については、他の大学生のボランティアグループが献身的に働いてくれていましたが、生活の世話まではできません。私たちは一小教区の数名のボランティアでしたから、できることに限りがあります。定期的に訪問することに努めてはいましたが頻度は多くありませんでした。私たちは彼らに生活保護費が入ったら、まず、部屋代を払い、米を買うよう指導しました。お金が入るとすぐに使ってしまう人たちが多かったのです。しかし、自己管理の難しい人たちから脱落していきました。

1年後、一人が孤独死しました。詳しい状況を知りたくても、警察は「他人」には一切の情報をくれません。近くの住人から聞いた話では、食事もせずにパチンコと酒に明け暮れていたようで、亡くなった部屋にはコメの一粒もなかったそうです。さらに一人が、酒の飲みすぎで肝臓を壊し緊急入院しました。彼の部屋は糞尿にまみれていました。その後施設に入ることになりましたが、すぐに施設を逃げ出し路上に戻ってしまいました。その後連絡が取れなくなってしまった人も多く、知っている限り、仕事を見つけて自立できたのは一人だけでした。路上から脱出できたことが彼らにとってほんとうに良かったのか考えさせられます。高架下で生活していた時は仲間がいました。しかし、屋根のある部屋に移ってから、彼らは分断され、皆が孤独のうちに放り出されてしまったのです。

彼らが部屋を借り、生活保護を受け、食べ物に困らない生活になったと私たちが安心していた後も、みんなと連絡を取り合っ、世話をしてくれていたのがYさんでした。その彼も、後に肝臓に癌が見つかり入院となりました。入退院を繰り返した5年後、いよいよ病状が悪化してきました。そんな時区役所から連絡が来ました。彼に身寄りがないので、亡くなったら遺体を引き取ってほしいというものです。私が保証人になっていたためです。しかしよく調べると、身寄りがないのではなく、引き取りを親族が拒否していたのです。親族がそういう態度をとるほど、道を踏み外していた時期があったのです。そのような身上でありながら最後まで仲間を心配し世話をしようとしていた彼は、死期の迫ったことを察して、洗礼を望みました。宗教には懐疑的だったので、洗礼名「トマ」を授けました。たくさんの犯した過ちを赦されるか心配しての、上述の発言だったのです。教会で遺体を引き取り、葬儀を行い、遺骨だけはなんとか遺族に引き取ってもらいました。



その間、札幌地区として、炊き出しのボランティアグループを作り、現在、週1回の炊き出しをカトリックセンターで続けています。しかし、それはあくまで緊急避難的な食事の提供であり、自立支援の活動とはなっていません。本当の支援の難しさ、寄り添うことの大切さを痛感しながらも、私たちの現状の力では、これが今できる精一杯のところなのです。多くの矛盾、力不足を感じながらも、今できることを続けることに専念しています。

今あの当時を振り返って思います。

私たちの善意は本当に相手に寄り添うものだったのか？私たちの善意の押し付けではなかったか？私の正義とそれに基づく善意は本当に正しいのか？

社会司教委員会では、膨大な時間をかけ漸く、「ハンセン病冊子『すべてのいのちを守る教会をめざして』—ハンセン病問題 過ちを繰り返さないために」を発行します。同様のテーマを投げかけるこの問題、私たちはこれからも考え検証し続ける必要があるでしょう。

シンポジウム「主よ、いつまでですか」

日時：2024年6月29日14時～

場所：大阪梅田サクラファミリア 聖堂

シンポジスト：袴田ひで子さん

門間 幸枝さん



1966年、現在の静岡市清水区のみそ製造会社の専務一家4人が殺され、従業員だった袴田巖さんが予断と偏見で逮捕起訴された冤罪事件。死刑を宣告され、獄中から無実を叫び続けていた、元日本フェザー級第6位・プロボクサー袴田巖さん。

2014年3月27日弁護団の再審請求により静岡地裁は再審開始と釈放を決定しましたが検察側が抗告し、最高裁から高裁への差し戻しを経て、やっと昨年3月に再審開始が確定、静岡地裁で再審審判が続いています。獄中でカトリックの洗礼を受け、死刑囚のまま姉のひで子さんと故郷で暮らしています。

部落差別人権活動センター担当大塚司教のあいさつの後、袴田巖さんの真実と今の生活を姉のひで子さんに、袴田事件に関わった経緯を救う会副代表の門間幸枝さんに語っていただきました。

【参加者の感想】

「主よ、いつまでですか」シンポジウムに参加して

三島 克己（今市教会）

はじめに（自己紹介を兼ねて）

私は、死刑確定によって42年間、大阪拘置所で暮らしておられる今市教会の信徒・Yさんの支援者です。

Yさんの事件は、1982年（昭和57年）に起き、14年の裁判の末、1996年（平成8年）11月最高裁で死刑判決を受け、確定しました。

Yさんは、正当防衛とはいえ2人の人を殺めてしまったことについて悔悛の情が篤く、拘置所の中で修道生活に似た祈りの生活を送っておられます。再審請求は、計画性はない、金品の強奪はないことを主張しています。残念ながら、再審請求に対して、いずれも「新規証拠でない」「自白があるから」という単純な理由ですべて棄却されています。「自白偏重」のことについて、拘束され拷問の中で聴き出された自白に対して、弁護団は、証拠を上げ、学者の鑑定に基いて懸命にその無効を主張して再審開始を請求していますが一顧だにされないというのが現状です。

いま、袴田さんが、死刑確定後30年以上も、冤罪と戦っておられます。9月26日に判決が出されます。検察が懲りることなくメンツだけで有罪立証にこだわっています。真実のもと、袴田巖さんが文字通り生還されますことを祈っています。

シンポジウムに参加して

6月29日大阪梅田教会で開催された大阪高松教会管区部落差別人権活動センター主催の袴田巖さんの報告集会シンポジウムに参加しました。

シンポジストとして出席された門間幸枝様とは、カトリック正義と平和協議会主催の報告会でご一緒させていただきました。

お姉様のひで子様との対面は初めてです。1980年死刑確定以来44年にわたって、冤罪に陥れられた袴田巖さんの再審開始を請求して厳しい戦いの中、勝利への決意がお話の中にみなぎっていました。決して90歳を超えておられるようには見えませんでした。

しかし、「再審公判を本人に伝えた時、本人はボケっとしていました」と話される言葉の中に、冤罪による勾留48年の怒りが溢れていました。巖さんは長年勾留されたことによる拘禁症による妄想の世界に入ってしまったおられるのです。「私自身も一時アルコール依存症になりました」と語られる一心同体の戦いの振り返りに、涙を誘われました。

「しかし」と話を進められる再審公判で、検察側は態度を変えず「極刑が相当」と主張し、捜査段階の証拠捏造の鑑定に反省の態度を示さず、死刑を求刑したと怒りをあらわにして話されました。「わたしは91才、巖は88才、余命はいくばくもありませんが、弟巖を人間らしく人生を終えさせたい」と決意を語られました。

9月26日静岡地裁で判決が出されますが、勝利への決意を語られたひで子さんに、満場の拍手が送られました。

続いて、袴田巖さんを救う会副代表として働いてくださっている門間幸枝様から、袴田さんとのかかわりが話され、「あつてはならない現実がこの世で起こっている。人間の尊厳の大切さを全霊で感じた」と、夫と共に立ち上げられた救う会発足のいきさつを聞かせていただきました。そして再審開始請求の活動の内容について報告があり、「再審無罪を勝ち取る」との、勝利宣言に似たお話をいただきました。

集会は、シンポジウムの形で進められ、多くの質問に対して、ひで子さんや、門間さんや、事務局から説明がありました。主なものは次の内容です。

Q: 救う会の活動内容

A: ①公開で学習会開催 ②署名活動(海外にも) ③請願書活動 ④愛の手紙運動

Q: 若い人たちの協力できる活動

A: 集会参加、署名・請願書送付さらに支援者拡大

参加者一同、9月26日の「無罪」判決を信じて希望の内に集会を終えました。

シンポジウム「主よ、いつまでですか」に参加して

古林 朋子 (高野教会)

ある日突然、あの大事件の犯人はあなたです、と決めつけられて逮捕、勾留される。身に覚えがない、無実だとの訴えは聞き入れられず、それどころか死刑判決を受ける。以降、自分への死刑がいつ執行されるのかもわからないまま、獄中で何十年も過ごす。「袴田事件」の犯人とされた袴田巖さんは1966年に逮捕されて以来ずっとそのような人生を過ごしてこられました。2014年3月27日、巖さんと弁護団による2度にわたっての再審請求が実り、静岡地裁は再審開始を決定、同時に巖さんの拘置の停止も命じました。同日、巖さんは58年ぶりに拘置を解かれ、それ以来、実姉の袴田ひで子さんにご自宅で過ごしておられます。裁判所は、再審開始の判断にあたって以下のように指摘しています。



——(巖さんは)捜査機関によってねつ造された疑いのある証拠によって有罪とされ、極めて長期間死刑の恐怖の下で身柄を拘束されてきた。

「ねつ造」「恐怖」という言葉に、裁判所が冤罪の可能性を認めていることが読み取れるように思います。再審を受けての最終判決は、来る9月26日に申し渡される予定です。

去る2024年6月29日、部落差別人権活動センターが主催した袴田事件に関するシンポジウム「主よ、いつまでですか」に参加しました。袴田巖さんの実姉、ひで子さんと、「無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会」副代表の門間幸枝さんのお二人が登壇、熱のこもった報告をしてくださいました。

報告はひで子さんの「私たちは、48年闘ってきました。やっと再審開始になりました。もう、本当に長い間でしたけど、やっと、再審開始になりました」という言葉で始まりました。ひで子さんのおおらかな雰囲気にはたちまち引き込まれました。続いて、巖さんが釈放され、48年ぶりに自宅へ戻った日のこと、姉弟2人での生活ぶり、また1984年に獄中で受洗されたことや、再審開始の決定後、菊地功大司教様から励ましのお手紙が届いたこともご紹介くださいました。お話が進んでいくにつれ、私はますます引き込まれながらも、あることに気づいてすっかり恥ずかしくなっていました。

私は以前から新聞記事などで巖さんのお名前を知っていました。事件の推移を伝える記事を目にするたびに、本当に酷い話だ、と憤ってさえいました。でも記事を読み終わると巖さんのことはすっかり忘れてしまっていたと思います。いっぽうひで子さんは、1966年の巖さんの逮捕以来、弟、巖さんのことを片時もお忘れになりません、否、お忘れになれません。実際にひで子さんは、この日の質疑応答の中で、巖さんを支援すること、無実を訴え続けることについて、「私は家族だから、やめられないんです」とおっしゃいましたし、その歩みにおいて時にしんどい日々があったことも率直にお話くださいました。私は自分が「酷い」と憤っていたことが、単なる気まぐれな感情であったように思えて、恥じってしまっただけです。

イエスが町の門に近づかれると、やもめとなった母親のひとり息子が、死んでかづぎ出されたところであった。町の人たちが大ぜいその母親につき添っていた。主はその母親を見てかわいそうに思い、「泣かなくてもよい」と言われた。そして近寄って棺に手をかけられると、かついでいた人たちが立ち止まったので、「青年よ。あなたに言う、起きなさい」と言われた。すると、その死人が起き上がって、ものを言い始めたので、イエスは彼を母親に返された。(ルカによる福音書 7:11-15)

この福音書が教える話において、私はどんなにがんばったところで、「母親につき添う大ぜいの町の人」でしかありません。でもイエス様は母親をご覧になって「かわいそうに思い」ひとり息子を母親に返されたと伝えています。このことをよく黙想したいと思います。

巖さん、ひで子さんの払われた大きな犠牲を思い、9月26日によい判断がもたらされ、ひで子さんの「巖を人間らしく過ごさせてください」という訴えが聞き入れられますように、また今後、同じようなことが起きないように、死刑制度、再審法改正の議論が進んでいくことを願ってやみません。

「初のハンセン病意識調査」

藤井 昭三（元京都新聞社論説委員）

ハンセン病への偏見、差別がいまなお存在することが、今年4月に発表された厚生労働省の意識調査で明らかになった。一般の約2万人を対象に初めて行ったもので、「差別意識はない」は6割以上だが、2割以上が「手をつなぐなど体に“触れる”ことに抵抗がある」、3割以上が「元患者の家族と自分の家族が“結婚”することに抵抗がある」などと回答した。ハンセン病は「らい菌」感染で発症する。遺伝病ではない。ただ、手遅れになると体が変形するなど大昔から忌避されてきた。でも、その力が弱いことは早くから知られていた。現在では治療薬で完治し、国内の発症者はゼロ状態だ。かつて「恐るべき病」と言い立てて、患者全員を療養所に強制隔離した“悪法”は1996年に廃止された。なぜ、いまだに差別意識は払しょくされないのか？

1941年の「第15回日本癩学会総会」（大阪市で開催）。全国各地の療養所医師たちの「療養所派」と、京大や阪大などの医師らの「大学派」が、研究論文をめぐり対決した。「療養所派」ボスは光田健輔医師（当時・国立長島愛生園長、1876～1964）、「大学派」は小笠原登医師（当時・京都大学医学部皮膚科特別研究室助教授、1888～1970）。2人の因縁の対決だった。「癩予防法」（1931年制定）は、患者全員を「療養所に強制隔離する」と定めた。光田医師は3000人を解剖したと豪語する病理学者。医学界、政府、経済界、宗教界などの指導者に強い影響力を持っており、ハンセン病は「恐るべき伝染病（感染症）」、「治癒しても再発する」として、強制隔離を言い続けていた。一方、小笠原医師は僧侶でもあり、結核で死の淵をさまよった経験がある。ハンセン病については、外国の文献も詳しく調べ、栄養をとって体質改善すれば「治癒する」「強制隔離は必要ない」として、自身の研究室で患者を治療していた。

対決となった学会では、小笠原医師は自説を懸命に伝えようとしたが、「療養所派」からは“異端邪説”と切り捨てられ、学会から追放されてしまった。その背景の一つには、日清、日露、第一次大戦をへて日本が世界の一等国になったことがある。意識高揚した国民に、「ハンセン病患者がいるのは国辱だ」との考えが広がっていた。また、「優生思想」を利用した政府の「健兵健民」策や、国民をあおり患者捜しを競わせた「無らい県」運動が大きな影響を及ぼしていた。日本は、国際社会と大きくかけ離れた強制隔離の道を歩んでいたのだ。

当時、「免疫学」は知られておらず、「体質」とのあいまいな表現しか使われていなかった。「らい菌」が「人間の体」に作用してハンセン病を起こす。小笠原医師は「体」が丈夫になれば、弱い「らい菌」は影響力を失う。自身の経験などからそう考えた。光田医師は「恐るべき伝染病」と言いながら、実は「弱い体」が遺伝し、その子孫が感染すれば患者が溢れかえる、と恐れたのではないか。権力者を利用して上から目線で強制隔離にやっきの光田医師。患者に寄り添った治療を続ける小笠原医師。随分、後に小笠原医師の考えが正しかったことが証明されるのだが…。

民主化された戦後も、光田医師は強制隔離での療養所運営を強く訴え、「らい予防法」制定（1953年）に力を注いだ。戦前、表向きは禁止されていた患者への断種も、国会で議論のないまま遺伝病を中心にした「優生保護法」（1948年制定）の対象となり合法化されてしまった。

世界で初めて「らい菌」を発見したノルウェーのアルマウエル・ハンセンも参加した1897年の「第1回国際らい学会議」（独・ベルリン）。参加した1人がこう発言した。

「強制的に患者を引き渡し抑留すべき必要があるかどうか疑問である。自由意志では患者はもちろん来ない。健康者がらい患者に圧迫を加え彼らが療養所に入所するように強いることが必要である」。ハンセン病への偏見、差別を持つ人には、この発言の意味が分からないのではないか。

全国13カ所の国立ハンセン病療養所入所者総数は、1950年代の約1万2000人をピークに、今年5月1日現在718人、平均年齢は88.3歳（厚生労働省調査）。国策によって、地域から家族から切り離され、苦悩のうちに閉ざされた療養所で人生を送らざるを得なかった人たちにいま、介護が深刻な問題となっている。

神の似姿性とは

長崎 壮（クラレチアン宣教会司祭）

神は言われた。「我々にかたどり、我々に似せて、人を造ろう。そして海の魚、空の鳥、家畜、地の獣、地を這うものすべてを支配させよう」創世記1章26節

創世記の天地創造物語に描かれる人間の神の似姿性、人間と他の被造物の違いはいくつか挙げることができますが、そのひとつは“ことば”にあります。

人間は被造物の中で唯一、“ことば”を使う理性をもった存在と言うことができます。

神は創造の時、「光あれ…」(1:3)、「天の大空に光る物があって、昼と夜を分け、季節のしるし、日や年のしるしとなれ」(1:14)と、“ことば”によって無から大自然を創造し、秩序立てていきます。

神の似姿として造られた私たち人間も“ことば”を使って考え、“ことば”を使って人に語りかけます。

創世記2章には「主なる神は、野のあらゆる獣、空のあらゆる鳥を土で形づくり、人のところへ持って来て、人がそれぞれをどう呼ぶか見ておられた。人が呼ぶと、それはすべて、生き物の名となった」(2:19)とあり、ここでも人間が“ことば”によってそれぞれ固有の被造物に名前をつけることによって、秩序立てていく姿、神の似姿性を見て取ることができるでしょう。

この“ことば”という賜物、それは単なるコミュニケーションの手段ではありません。

“ことば”をもったゆえの生き方の招きがあります。

その生き方の招きとは、人間は相手との関わりを生きる存在として造られているということです。

“ことば”は相手を必要とします。相手がいないと *monologue*（ひとりごと）になっ
てしまいますが、相手があってはじめて *dialogue*（対話）が成立します。

冒頭の「我々に似せて、人を造ろう」との“みことば”では、神が一人称複数で語っています。このことは、神が対話の中、相手との関わりの中に生きる神であることを示しています。

実は創世記の天地創造物語の中にはすでに、キリスト教の教義である三位一体の結びつきを想起させる記述があります。創造の主体は父なる神であり、神が発する“みことば”の一つひとつは、福音記者ヨハネが伝える(ヨハネ 1:14)ように、子である神イエス・キリスト、そして聖霊も神の霊(創 1:2)、命の息(創 2:7)として登場しています。

このように、創世記の天地創造物語には、それぞれ違った個性・アイデンティティを持ちながらも愛の結びつきの内に生きる神の姿がすでに垣間見ることができます。

神の似姿を持った私たち人間も“ことば”を与えられた以上、相手との関りを生きたことで人らしく生きることができます。

ですから、学校での一番ひどいじめは“ことば”を掛けず、相手の存在を認めない無視なのでしょう。

“ことば”をいただいた人間は“ことば”を必要としています。

イエス・キリストが、「人はパンだけで生きるものではない。神の口から出る一つひとつの言葉で生きる」(マタイ 4:4)と言われたように、私たちはまず、神の“みことば”を必要としています。そして、人間同士の心のこもった温かい“ことば”も必要としています。

創世記によれば“ことば”は本来いのちをもたらし、愛の関わりをつくりあげるものですが、原罪の影響を受けた私たちにとって、“ことば”は他者を生かすとともに殺すこともできる諸刃の剣となっています。

このようなことをあらためて感じたのは、オリンピック報道を見ていたからです。このスポーツの世界的な祭典の開催期間中審判の判定基準の問題や、過酷な体重の減量の是非、各国のオリンピック委員会のあり方などへの批判もありましたが、多くの人が不快感を感じたのは、選手の振る舞いを過剰に叩いたり、選手の性別に関する疑惑へのしつこいくらいの報道でした。

選手に対する軽薄な中傷で叩かれた芸能人が謝罪に追い込まれるようなこともありましたが、ネット社会が進めば進むほど、“ことば”は軽くなっている気がします。神の似姿として“ことば”をいただいた私たちはその賜物をどのように用いるか問われています。

Atsuhiko LaLala Human Rights

同性婚が認められた
38ヶ国目の国に
なるんだっけ。

アジアでは台湾に
次いで2つめの
国ですね。

タイでは6月に同性婚を
認める法案が可決され、
年内に法制化されるとの
ことです！

ね！ #100 日本の"パートナーシップ制度"って？

でも、日本では
パートナーシップ制度を
導入する自治体が増えて
きましたよ？

あ、
おっ！
さー！！

日本はG7で唯一
同性婚を認めてない国
なんだよね。

パートナーシップ制度のある自治体
に住民票をおく必要がある
・転居する場合は証明書を自治体へ
返還しなくてはならない
・配偶者控除を受けられない
・子供が生まれても親権を持ってない
・パートナーが外国籍の場合、在留資
格が得られない
・パートナーが亡くなったとき、遺族
給付金を受給できない

デメリットは？

あ、そうか。2人
とも同じ自治体
に住んでないと
いけないのかい。

例えばレズビアン
が産んだ人も親権
を持ってないんだね。

1

なんだから
一般企業任せ
なところがあ
大きいな。

自治体が運営する公営住宅などで
家族として同居が認められる
・病院での面会が許される
・住宅ローンが適用され
ることがある
・保険金の受け取りが可能になる
・家族手当などの福利厚生の適用
されることがある
・携帯会社の家族割など、企業の
家族向けサービスを一部受けられる

今の日本の婚姻制度と
パートナーシップ制度と
同じじゃないんでしょ？

パートナーシップ制度
のメリットは自治体にも
よるけどこんな感じかな。

2

この制度があるから同性婚
は無くてもしっかりとして
なるのはおかしいですね。

4

パートナーシップ制度っ
て、無いよりマシな
くらいなものかな……。

#101 そもそも結婚って...



#102 色んな生き方がある!!



Yun 2024. Aug

不公正への怒りを忘れない

一狭山事件再審を求める運動“初心者”の思い

上野 玲奈（日本基督教団
部落解放センター主事）

大人の怒りとはどういうものか、格好よく怒っている姿を若い世代に見せることは大切だ。ぜひ教育の現場で、信仰あるいは信念と怒りを、子どもたちに注ぎ与えてほしい。一今年の8月中旬、兵庫県御影の頌栄短期大学を会場に行われた全国キリスト教学校人権教育セミナーでの講演において、浜矩子さんがこのように教育現場で奮闘する



る参加者へメッセージをくださいました。私はこの「大人の怒り」という表現を聞いた時に、石川一雄さん、また狭山事件の再審を求める市民集会に集う冤罪被害者の方々の怒りを思い起こしました。人権が蔑ろにされ踏みにじられている場合、怒るという行為はごく真っ当な行為の

はずですが、まるで怒ること自体がナンセンスかのような、怒りを冷笑する雰囲気は最近の日本の社会にはあるように思います。しかし、そのような雰囲気の中でもはっきりと真っ当に怒り続けている石川一雄さんと早智子さんの姿に勇気づけられ、どうにかして裁判所を動かしたいと強く思わせられるのが、狭山事件の再審を求める市民集会だと思います。

私は、日本基督教団部落解放センターで働かせていただくことになってから、この集会に参加するようになりました。2022年5月、初めて参加した集会の際におこなった「キリスト者前段集会」は、それまでのやり方を踏襲したつもりでしたが、日本基督教団中心の集会のようになっていたと後日ご批判をいただきました。改めて、日本カトリック部落差別人権委員会、NCC 部落差別問題委員会、そして部キ連の担当者の方々と密に連絡を取らせていただき、呼びかけ団体の状況を確認しながら準備を進めることになりました。

2022年10月の会からは、前段集会の前半をエキュメニカルな形での集会そして後半は日本基督教団のみで会場を使わせていただき交流の時を持つという形になりました。呼びかけ団体の代表の開会祈祷、閉会祈祷があり、各団体からの挨拶・アピールが行われます。また、ここ数回の前段集会においては「私と狭山」というテーマでご自身の関わりと思いをお一人の方に語っていただく時間を設けています。市民集会に参加する前にキリスト者が心を合わせて祈る時間は言うまでもなくとても大切だと思います。全国各地からそれぞれの団体の代表で参加する方もあれば、個人で参加する方もいます。ここ数年の前段集会は多いときで50人ほどが集まっています。これまで前段

集会での各団体の方々のアピールを聞き共に祈りながら、私が印象的だと感じたのは、石川一雄さんの再審がこれほど長い間行われぬ状況そのものが日本社会における重大な罪であるという語りになされ、それを反省する姿勢が参加者の共通理解になっているように思えたことです。一般の市民集会においては、再審を求める活動の最新情報が共有され、私たち市民の関わりをますます進めていくことが確認されますが、私たちの社会の罪について堂々と語られることはありません。自分の生活において誰かを傷つけたり、過ちを犯したりする個人個人の罪もありますが、この前段集会において語られる罪は、私たちの生きる社会・集団・共同体としての罪のことを指しているといえます。

1978年9月26日、東京高裁第81回公判でなされた石川一雄さんの被告人最終意見陳述のなかで、石川さんはこう述べています。「私は検察という仕事が私的機関であり、営利事業のようなものならばこれも仕方のない事だと思いますが、公的な国民の血税によって支えられている国の機関である以上、この一方的な片寄り主義は実に由々しき問題だと思うのです」。明らかに部落差別に基づいた偏見のもとに捜査・逮捕し、そして裁判を行った人々に対して、おかしいではないか、と繰り返し石川さんは訴えています。不公正に対する怒りを表明しています。この時代、実際石川さんを逮捕した人々、裁判を行った人々も、自分の家族や友人、仲間に対しては良い人だったかもしれません。その一方で警察や検察や裁判所という集団の一員となると、なぜか公正を実現することができない状態に陥りました。石川一雄さんや他の冤罪被害者を生み出すような集団的判断、すなわち日本の裁判所、高検が維持して変えようとしぬ強固な仕組みのなかに、私たち日本社会の罪があります。その社会の一員である自分自身が罪を認識し、皆さんと悔い改めの祈りを合わせ再審を要求する行動にかかわっていく姿勢こそ、自分の信仰の歩みにおいて本当に大切なことだと、前段集会に参加するたびに痛感します。

さて、2023年2月には、前段集会の呼びかけ団体と共に計画し初めてキリスト教団体・教派の代表者による「キリスト者による狭山要請行動」を行うことができました。部キ連主催での要請行動はこれまでも行われてきましたが、新たに呼びかけ4団体で計画したこの要請行動では、特に各教団・団体・教派の議長等に参加してもらいました。日本基督教団からは教団議長と総幹事が参加しました。要請行動そのものに関して、裁判所から与えられる時間は30分程度、入室できるのは20人ほどです。準備した要請文を司会が読み上げ東京高裁の担当者に手渡したあと、各教団・団体・教派の代表が短く一言述べました。聖書の言葉を引用する方もいれば、石川さんの現状を踏まえて訴える方など、さまざまな表現でもって熱心に言葉を紡ぎました。私もその場に同席させていただきましたが、東京高裁の担当者の表情からは、本気で石川さんの深い痛み、苦しみを想像しその悲痛な訴えを受けとめようという意志は、残念ながらあまり感じませんでした。先ほど引用した石川さんの最終意見陳述の最後の方には、こ

んな訴えもあります。「…私は正真正銘の無実なのに、十二年間という永い年月を、しかも一番人生で楽しめるべき筈の青春時代を灰色の獄中に閉ざされ、余儀なくされてしまったこの代償は一体何をもって償ってくれるのであろうか。何億円積まれようとも、もう二度と再び返って来ないのだ。私は金なんていらぬから青春を返してもらいたい」。裁判所や高検で働く皆さん、一度はこの石川さんの文章を読んでもらいたいものだと思います。要請行動の担当者にとっては、たくさんある仕事の一部ですから、ある意味事務的なやり取りでしかないのかもしれませんが。けれども、事務的な仕事のうちであっても、ひとりの人間として、少しでも感情を持ってほしいと願わざるを得ませんでした。今年の2月、部キ連主催の狭山現地調査と要請行動に参加させていただき、その際には私自身も一言述べさせて頂く機会を得ました。要請行動の前日、石川一雄さん、早智子さんから直接お話を伺っておりましたので、お話された内容の一部を引用し、実際にお会いする高裁・高検の担当者の方々の心に訴えることができないかと考えながら自分の一言を準備しました。ほんの2~3分の言葉で相手の心を動かすなど不可能に近いことだとはわかっていますが、それでも、特に信仰者である自分の紡ぐ言葉には責任があると考えています。

石川さんの被告人最終意見陳述は、黒川みどりさんの著書『被差別部落に生まれて 石川一雄が語る狭山事件』の「資料」から引用しました。黒川みどりさんは、あとがきで、他の書物の著者（映画監督でもある）が、ある時「あなたに部落差別を撮る資格があるとは思えない」と観客から言われたという部分に触れ、自分にも「資格」があるのだろうかと思悩んだ、と書いています。また、その「資格」が多くの人々を狭山事件への関わりから遠ざけている側面もあるのでは、と問うています。私自身も、この文章を書かせていただくにあたって、私のようなまだ数年しか実際に運動の現場に参加したことがない者が何を書けるのだろうか、発表した内容に対して先輩方からお叱りをいただくのではないかと怯えに似た感覚を抱いています。「資格」の有無は誰が決めるのでしょうか。資格とはまた別の話ではありますが、マイノリティが声をあげるときによく起こるトーン・ポリシングの問題もなんとなく思い浮かびます。不公正に対する怒りを向ける方向と方法が間違っただけのものとならないよう、常に祈り、自省し、部落差別を受ける側の方々の声をしっかり受けとめながら、狭山事件の再審を求める運動を進めていくと同時に、もしかしたら無意識に「資格」がないかもしれないと感じている方々とも一緒に怒りを共有していけたらと願っています。

